

# 年金宅配サービス利用約款

## 第1条（契約の成立）

年金宅配サービス契約は、利用者が「年金宅配サービス利用申込書兼年金宅配サービスにかかる代わり金の貯金口座振替依頼書」（以下「利用申込書」という。）により申込み、当組合が当組合所定の手続を経て承諾したときに成立するものとします。また、年金宅配サービスにかかる代わり金の口座振替の申込は、年金宅配サービス契約の成立を持って申請するものとします。よって、年金宅配サービス契約が成立しない場合は、口座振替の依頼を取り下げるものとします。

## 第2条（契約期間）

契約期間は「利用申込書」記載の初回宅配日から1年間とします。ただし、利用者または当組合から解約の申し出がない場合には、更に1年間延長されることとし、その後も同様とします。

## 第3条（宅配日）

宅配日は、「利用申込書」により希望された日のうち、当組合が認めた日（ただし、当日が当組合の休業日の場合は翌営業日とします。）とします。

## 第4条（宅配金額）

宅配金額は、「利用申込書」記載の金額とします。ただし、金種指定はできないものとします。

## 第5条（宅配場所）

宅配場所は、「利用申込書」記載の場所とします。ただし、当組合の判断により、利用者の指定する場所に宅配することができるものとします。

## 第6条（宅配金の受取人）

宅配金の受取人は、利用者本人（利用者が受給者の法定代理人である場合には法定代理人）に限るものとします。

## 第7条（宅配金の受取手続）

利用者は、各宅配時において、当組合所定様式の「年金宅配金受領書」へ署名捺印、宅配金を受け取るものとします。

## 第8条（不在等の事前通知）

利用者は宅配日に不在等により受領できないことがわかっている場合は、当組合に事前に通知するものとします。

## 第9条（不在時の処理）

### （1）不在時の持ち帰り

宅配時に受取人が不在等のため、宅配日中に宅配ができなかった場合には、宅配金を「年金宅配サービス利用申込書」記載の貯金口座に返金処理の入金手続を行うものとします。

### （2）再宅配

前項により宅配金を持ち帰った場合には、再宅配はいたしません。

## 第10条（残高不足時の処理）

年金宅配サービスにかかる代わり金の口座振替契約による、代わり金の本人口座からの引き落としが残高不足等の理由により不能となった場合は当該月の払出し及び宅配をとりやめるものとします。

## 第11条（災害等による免責）

災害・事変・交通事故等のやむを得ない事由により、宅配が不能または遅延した場合には、これによって生じた損害について、当組合は一切の責任を負わないものとします。

## 第12条（申込み内容の変更）

### （1）契約の変更

利用者は、「利用申込書」記載の内容を変更する場合には、「年金宅配サービス変更届」により、先に定める宅配日の10営業日前までに、当組合に通知するものとし、当組合が当組合所定の手続を経て承諾したときに契約の変更が成立するものとします。

## (2) 成年後見人等の開始に伴う変更届出

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたことを当組合が知り得た場合には、当然に利用者との本サービスおよび本サービスにかかる代わり金の口座振替契約は解約されるものとし、新たに法定代理人からの利用申込を受け付けることとします。そのため、利用者が以下に定める状態となった場合は、速やかに当組合お届出てください。なお、届出の前に生じた損害等については、当組合は責任を負いません。

- ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき。
- ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたとき。
- ③すでに、補助・保佐・後見の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がなされているとき。
- ④前3号の届出事項に取消または変更等が生じたとき。

## 第13条（解約）

### (1) 利用者からの解約

利用者は、本サービスの解除をする場合には、宅配日の5営業日前までに、当組合所定様式「年金宅配サービス解除届」に必要事項を記載のうえ、当組合に提出するものとします。

### (2) 利用者の死亡、利用者または法定代理の補助・保佐・後見開始による解約

利用者が死亡、もしくは利用者または法定代理人の家庭裁判所の審判により、後見・保佐・補助が開始されたことを当組合が知り得た場合、または、届出を受けた場合には、当然に利用者との本サービスおよび本サービスにかかる代わり金の口座振替契約は解約されるものとします。

### (3) 貯金口座解約による当然解約

「利用申込書」記載の貯金口座が解約された場合、当然に本サービスも解約されるものとします。

### (4) 当組合からの解約

住所変更の届出を怠るなど、利用者の責めに帰すべき事由によって、当組合においてサービス利用者の所在が不明となった場合等、当サービスの提供が困難であると当組合が判断した場合、当組合はいつでも本サービスを解除できるものとします。

### (5) サービスの終了

当組合は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当の期間をもって、当組合所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても、本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

#### **第14条（貯金規定の準用）**

本約款に定めのない事項については、普通貯金規定（または総合口座取引規定）により取扱うものとします。

#### **第15条（約款の変更等）**

(1) この契約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この約款の各条項は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの約款の変更は、変更後の約款の内容を店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### **第16条（指示事項および協議事項）**

本サービスの取扱いにあたっては、本約款による他当組合の定めるところにより行うものとします。なお、これらに疑義が生じたときには、利用者と当組合が協議して決定するものとします。

以 上